

陳 情 文 書 表

受理番号	27第14号	受理年月日	平成27年8月24日
陳 情 者			
件 名	国に対して、障害者総合支援法を骨格提言に沿って、法の改定・充実を求める意見書提出に関する陳情		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>2010年1月、障害者団体と国は、「障害者自立支援法」が障害のある人に応益負担を課すもので違憲であることに合意し、「基本合意文書」では、障害者自立支援法を廃止し、新法制定が約束されました。</p> <p>そして、首相を本部長とする「障害者制度改革推進本部」が発足し、障害当事者の参加による「障がい者制度改革推進会議」が設置され、「総合福祉部会」で新法制定にむけて議論され、2011年8月30日、部会の委員全員の総意による「骨格提言」がまとめられました。</p> <p>私たちは、この提言が権利としての障害者施策の確立をめざし、国の責任を明確にしたものとして、その完全実施を強く願ってきました。</p> <p>しかし、「障害者総合支援法は、「骨格提言（障害程度区分の廃止・福祉サービスの利用に応じて原則1割を自己負担する応益負担の廃止など）資料Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを参照してください。」がほとんど反映されず、障害者自立支援法の一部改正に過ぎない内容です。</p> <p>このため、私たちは骨格提言の項目で、特に下記の内容を早急に法案や制度として反映されることを切望します。</p> <p>この目黒区においても、障害者とその家族の生活の向上にとっても大切なことです。</p> <p>ここに陳情いたします。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>目黒区議会として、つぎの陳情事項の内容で国及び政府に対して、「骨格提言に基づく障害者総合支援法の改定・充実を求める意見書」を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者総合支援法の応益負担や障害程度区分を改定し、介護保険対象年齢になった後でも、従来から受けていた支援を原則として継続できるようにしてください。 2 障害者の地域で自立した生活を営む基本的権利を保障するために必要なサービスを確保するため、適正な事業の報酬と必要な人材（特に、ホームヘルパーやガイドヘルパー）の確保を促進する内容にしてください。 			